

申告相談

期間 2月4日(木)～3月15日(月)

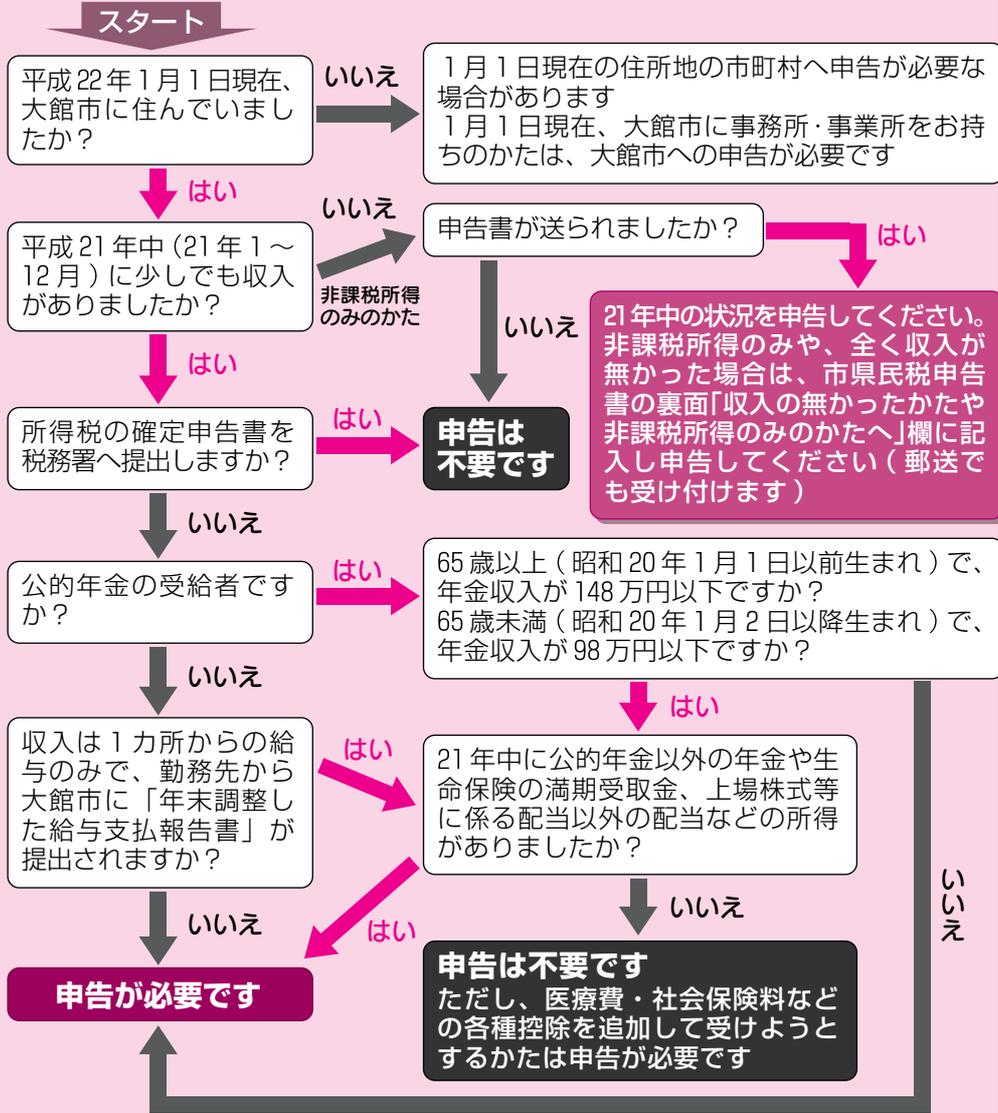
☎ 43-7033

平成22年度分市・県民税の申告相談が2月4日(木)から始まります。期限までに申告しないと所得証明書の発行が出来なかったり、誤った申告をすることで後で税額が追加されたりする場合があります。忘れずに期間内に正しい申告をしましょう。

税務課市民税係

あなたは申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。申告書が送られなくても、申告が必要なたは申告してください。



申告相談会場では

- ① 受付時間内に、会場入口付近に置いてある番号札を手前からお取りください。
- ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。「開始目安時間」まで外出されても結構です。

開場 8時 申告開始 9時
受け付け 8時～15時30分
(中央公民館は16時)

※開場時間前には、番号札は交付しません。

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

申告書と一緒に収支内訳書を送付しています。収支内訳書を作成し、帳簿など関係書類(収支計算ノート、出荷証明書、領収書など)を持参してください。21年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていない場合はご連絡ください。また農業所得も、収支計算となりますので、必要経費は実額を積み上げて申告する必要があります。申告相談がスムーズに進むよう、次の関係書類を準備し持参してください。

- 収入金額の分かる書類
- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 水稻共済金や無事戻金などを

受け取ったかたは、金額が分かる書類

- 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの

経費の分かる書類

- 農協などの「お買上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
- 農機具や農業用車両などを購入した際の契約書、領収書、修理や車検、自動車税などの領収書
- 組合費、土地改良費の領収書
- 固定資産税の課税明細書
- 農業に要した水道光熱費の領収書
- 農業共済掛金の領収書など

※あらかじめ各種類に分別し、それぞれの合計金額を計算してきてください。家事用の領収書は経費に出来ません。

申告相談会場が 比内総合支所になりました

- 上川沿地区の一部
(中山、沢山、羽立、金谷)
- 十二所地区の一部
(大滝1区・2区、平内、軽井沢1区・2区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう)